この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第一用語の定義

 職構造を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術基準等を定める 件

建設大臣林二夏子

| 平成十 | + - | m | Ш |
|-----|-------|---|---|
| | 1 110 | Щ | |

指定する。

第二号イ、第三号イ、第五第一号並びに第六(第一号日の規定を除く。)の規定を耐久性等関係規定としてて指定し、令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、第三第一号から第七号まで、第四第一号ニ及びホ、づき、第七に定める構造計算を許容応力度等構造計算と同等以上に安全さを確かめることができるものとし上必要な技術的基準を次の第一から第六までのように定め、併せて令第八十一条第一項ただし書の規定に基

き、膜構造(膜材料により屋根又は外壁を形成する構造をいう。)を用いた建築物の構造方法に関する安全

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十八条及び第八十条の二第二号の規定に基づ

建設省告示第 号

C:\WINDOWS\F, Yuh. 表示である。

大いたい、

のののののである。

<

| | 又は外壁等(「屋根等」という。以下同じ。)を形成するもの(平成十二年建設省告示第千四百四十六 |
|----|--|
| | 号に規定する構造用ケーブル及びワイヤロープ(「ケーブル等」という。以下同じ。)で補強された場 |
| | 合を含む。) |
| | サスペンション膜構造(鉄骨造その他の構造による支柱又は架構の全面又は一部に膜面(張力が導入 |
| | された膜材料によって構成されるもので、ケーブル等で補強された場合を含む。以下同じ。)を直接又 |
| | はケーブル等を介して吊り、当該膜面及びケーブル等の張力によって安定な形態を有する状態とした屋 |
| | 根等を形成するもので、第一号に掲げるものを除いたもの |
| | 骨組膜構造(鉄骨造その他の構造による骨組(ケーブル構造(ケーブル等を用いて屋根又は外壁を構 |
| ; | 成する構造方法をいう。)を除く。)の全面又は一部に膜面を取り付け屋根等を形成するもので、第一 |
| | 号及び前号に掲げるものを除いたもの |
| EI | 開閉式膜構造(前各号に掲げるもののうち、膜材料等の部分(屋根等のうち膜材料で造られた部分並 |
| | |

びにこれを支持し又は補強するためのケーブル等、合成繊維ロープ、ステンレス鋼線、取付金具その他

空気膜構造
関材料を空気等の圧力差(以下「内圧」という。)により張力状態とし、自立した屋根

- ③ 切妻形又は片流れ形で、勾配(建築物の高さから軒の高さを減じて得た数値とスパンとの比をいる ・ニリ上としたもの
- ① アーチ形で、ライズ比(アーチの曲線部分における基部のスパンに対する高さの割合をいう。)

ЮIJ-Л°

れかに定める単純な形状であり、かつ、当該骨組をけた行方向に連続又は組合せて設置したものであ

イ 膜面 (開口部を有さないものとする。)の取り付けられる部分を構成する骨組が鉄骨造で次のいず

のイから二までに定める骨組膜構造としたもの

今第三章第三節から第七節の二まで並びに次頃及び第三から第七までに定めるところによるほか、次

職構造の建築物又は建築物の部分は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

第二 規模及び構造形式等

するもの

これらに類する部分をいう。以下同じ。)又は膜材料等の部分を有する構造骨組の全部又は一部が開閉

② 屋内側を加圧した一重膜構造であること。

ものを含む。)であること。

○ 球形又は球形端部付円筒形の一部及びこれらに類する形状としたもの(平面の形状を矩形とした

部分の面積を千平方メートル以下とすることができる。

- 。)の面積を五百平方メートル以下とし、次に適合するもの。ただし、仮設建築物にあっては、加圧
- イ(空気膜構造であり、加圧部分(空気により加圧された膜構造の建築物の室内部分をいう。以下同じ)

七に規定する構造計算を行い、次に定めるところによる構造としたもの

- 一令第三章第三節から第七節の二まで並びに次頃及び第三から第七までに定めるところによるほか、第
- 二 高さが十三メートル以下であること。

にあっては、一メートル、未満であること。

- ハ イの骨組相互の間隔がニメートル(令第八十六条の規定に基づいて特定行政庁が指定した多雪区域
- ロ イの骨組のスパンが五メートル未満であること。

- 場合にあっては、開閉式膜構造とした場合を除き、膜材料等の部分の面積を三千平方メートル以下と場合にあっては、五百平方メートル)以下としたもの。ただし、次に定めるところによる構造としたハ 骨組膜構造であり、膜材料等の部分の面積を千平方メートル(全部又は一部を開閉式膜構造とした下同じ。)を五メートル以下としたもの
- ③ 膜面の支点間距離(膜材料に設けた構造耐力上主要な部分に対する止め付け部の間隔をいう。以
- ③ 膜材料等(補強用のケーブル等を含む。)の周囲を骨組によって支持し、当該骨組で囲まれる膜
- (山) 関面の形状を鞍形又はホルン形としたもの

の部分の面積を千平方メートル以下とすることができる。

材料等の部分の面積が二百平方メートル以下であるもの

- し、次に定めるところによる構造とした場合にあっては、開閉式膜構造とした場合を除き、膜材料等きい方の面積(以下「腹材料等の部分の面積」という。)を五百平方メートル以下としたもの。ただ
- ロ サスペンション
 購構造であり、
 購材料等の部分の水平投影面積
 又は鉛直投影面積のうちいずれか大

- ものとして指定したものに限る。) により安全性が確かめられた構造方法としたものに現定する構造計算 (建設大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるこ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、第八十二条の六に規定する限界耐力計算又は第八十一条ただし書するものとしたもの。 本 酸構造の構造形式と他の構造形式を併用する場合で、酸構造等の部分の構造形式をイから二に適合あっては、開閉する腹材料等の部分の面積の合計は五百平方メートル以下としなければならない。っては、千平方メートル) 以下としたもの。ただし、その全部又は一部を開閉式膜構造とした場合に
- 二 イからハまでに掲げる膜構造の構造形式を二以上併用し、かつ、それぞれの膜材料等の部分の面積

(空気膜構造にあっては、加圧部分の面積)を五百平方メートル(骨組膜構造を過半とする場合にあ)

- ③ 膜面の支点間距離がニメートル以下であること。
- ③ ①の骨組のスパンが四十メートル以下であること。

れ形で、けた行方向に連続して配置されたものであること。

○ 膜面の取り付けられる部分を構成する骨組が同一又は類似した形状のアーチ形、切妻形又は片流

を用いる場合にあっては、地盤の凍結深度以深の地盤に達するものとしなければならない。

- 、打込式、ねじ込み式、埋込式及び斜め方向に荷重を受ける自重式のアンカーをいう。以下同じ。)
- ロ アンカー(引抜き力に対して抵抗する目的で地盤に埋設する鋼線、鋼棒その他これに類する材料で

あっては、この限りでない。

- イ(基礎は自重式とすること。ただし、引抜試験によって自重式と同等以上の引抜耐力を有する場合にとすること。
- が作用する場合にあっては、次に定めるところにより基礎に作用する力を安全に地盤に伝達させるもの
- 二項に規定する構造計算により安全性を確認されたものとすること。この場合において、基礎に引抜き
- || 基礎は、浮き上がり及び滑りが生じないものとし、かつ、平成十二年建設省告示第千三百四十七号第
- 一 膜材料の破損により架構又は支柱等が倒壊しない構造とすること。
- る 前項の
 職構造の
 建築物
 又は
 建築物の
 部分は、
 次に定める
 ところによらな
 ければならない。

計算により安全性が確かめられたものとして建設大臣の認定を受けた構造方法としたもの

四 耐久性等関係規定に適合し、かつ、第八十一条の二の規定により建設大臣が定める基準に従った構造

での張力の消失及び大変形又は膜材料の強度低下につながる有害なばたつきのない張力とすること。

イ 初期張力 (膜面に常時導入されている張力をいう。以下同じ。) は、荷重及び外力によって大領域

膜面は、次に定めるところにより安定した状態を保つものとしなければならない。

第三 膜面

のとすること。

(ポリエステルロープ) 一九九二のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するも一九九二、日本工業規格レニセ 六(ポリプロピレンロープ) 一九九二又は日本工業規格レニセ 七業規格レニモ 四(ナイロンロープ) 一九九二、日本工業規格レニセ 五(ポリエチレンロープ)四 膜構造に用いる合成繊維ロープは、日本工業規格レニセ 三(ビニロンロープ) 一九九二、日本王参考。

きち。 法をいう。)又は仮設建築物に用いる場合にあっては、次号に規定する合成繊維ロープとすることがで。ただし、レーシング(はとめを介して膜面相互又は膜面と他の部材とをロープ等によって接合する方三 構造耐力上主要な部分に応力の伝達を行なう押えロープ、境界ロープ等にはケーブル等を用いること

- ては、それぞれイ及びロに掲げる環面の損傷防止のための措置又はこれらと同等以上の措置がなされて五 次に掲げる膜構造の部分その他の膜材料が破損、摩耗その他の損傷を受けるおそれのある部分にあっては、この限りでない。
- って膜面又は骨組の破損その他の構造耐力上の支障が生じないような措置が講じられている場合にあっ材(これらに取り付け又は付属する金物、設備等を含む。)に接触してはならない。ただし、接触によ四 膜面は、第七第二号の表に掲げる荷重及び外力により変形を生じた場合であっても、骨組その他の部、かつ、その支持構造部において可動すること。
- 三)関面相互及び関面と関面以外の構造耐力上主要な部分との接合にあっては、関面の存在応力を伝達し張力の導入が可能な構造とすること。
- || 膜面の初期張力が減少又は消失するおそれのある場合にあっては、押さえケーブルの再緊張等により
- ハ 空気膜構造にあっては、安定した張力状態となる形状とし、構造上必要な内圧を保持すること。

年変化による張力の低下を考慮した張力を施工時に導入すること。

ロ サスペンション
ド構造
なび
骨組
構造
にあって
は、
聴材
料のクリープ、
リラクセーション
その他経

- へ 空気膜構造の球面頂部、球形端部付円筒形の円筒と球面の頂部の接合部分その他膜張力の応力集中
- ロ 膜面の開口部分、隅角部分又はこれらに類する部分

力が集中する部分

イ
職材料が鋭角的な形状でケーブル又は支柱その他の部材に取り付けられる部分又はこれと同様に応

膜材料、ケーブル等又は金属プレート等の取り付け措置がなされていなければならない。

六、次に掲げる膜構造の部分その他の膜材料が応力集中を受けるおそれのある部分にあっては、補強用の

間に挟み込む等の措置を合わせて行なうこと。

- 、膜材料への接触面の平滑化措置。必要がある場合にはゴム等の養生材を膜材料と部材又は金物等の
- 日 膜材料に部材又は金物等が接触している部分又はこれに類する部分 部材の角部分を削り落とす等
-)
- する被覆材の取り付け措置(ただし、仮設建築物にあっては、どちらかの措置とすることができる。
- イ 膜材料にケーブルが接触している部分又はこれに類する部分 膜材料の二重使用及びケーブルに対
- いなければならない。

- ハ 接合部は四本縫い以上とし、その重ね幅を四十ミリメートル以上とすること。 ただし、膜面の支
- 日 接合部の引張り強さは、使用する膜材料の引張強さに ・七を乗じた数値以上とすること。

ハに適合する膜材料に用いること。

- イ 平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十号に掲げる材料の項約欄第一号ロ及び
- ミン経験接合部にあっては、次に定めるところによること。

に定めるところによらなければならない。

膜材料相互の接合にあっては、
関材料の存在応力を伝達し、
かつ、
変形に追従できる構造として、
次

第四 膜材料の接合

下しない措置を講じること。

- ハ 空気膜構造にあっては、出入日または非常日に近接する部分の膜面が避難上支障を生じる高さまで降
- 七 関面は雨水及び融雪水の滞留が生じないような傾斜、曲率を有さなければならない。

のある部分

- こ 溶着幅を四十ミリメートル以上とすること。 ただし、膜面の支点間距離をニメートル以下とし、
- ハ 接合部の引張り強さは、使用する膜材料の引張強さに ・ 八を乗じた値以上とすること。

ハに適合する膜材料に用いること。

- 日 平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十号に掲げる材料の項約欄第一号ロ及び
- イ 溶着部は、剥がれがないものとすること。
- || 熱風溶着接合部及び高周波溶着接合部にあっては、次に定めるところによること。

する場合は、この限りでない。

ホ ・ 緯製部には縫い糸の劣化、防水性能を防護するための措置を施すこと。 ただし、仮設建築物に使用

返し縫いを行い、目飛び及び縫い糸切れのないものとすること。

二 縫い糸からのはしあき及び縫い糸相互の間隔は三ミリメートル以上とし、十五ミリメートル以上で

とすることができる。

規定する構造計算を行った場合は、接合部を二本縫い以上とし、その重ね幅を二十ミリメートル以上

| ニまでに掲げるものに用いること。 |
|--|
| ハ 接合部の引張り強さは、使用する膜材料の引張強さに ・ハを乗じた値以上とすること。 |
| ニ 平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十号に掲げる材料の項②欄第一号イ及び |
| ニに適合する膜材料の接合にあっては、溶着幅を七十五ミリメートル以上とすること。 ただし、膜 |
| 面の支点間距離を五メートル以下とし、かつ、膜材料等の部分の面積を二百平方メートル以下として |
| 第七に規定する構造計算を行った場合は、溶着幅を三十七・五ミリメートル以上とすることができる |
| o |
| ホ 平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十号に掲げる材料の項②欄第一号日及び |
| ハに適合する膜材料の場合にあっては、溶着幅は四十ミリメートル以上とすること。 ただし、膜面 |

- ロ 平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十号に掲げる材料の項②欄第一号イから
- イ 溶着部は、剥がれがないものとすること。

- 三 熱板溶着接合部にあっては、次に定めるところによること。
- 、 湾着幅を二十ミリメートル以上とすることができる。

ロ 高温時引張り強さ 平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十号に掲げる材料の

欄第二十五号に示す性能

- イ(耐クリープ性)平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十号に掲げる材料の項③
- ければならない。 ただし、ミシン縫製接合部の場合にあってはこの限りでない。
- 四一空気膜構造において、平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十号に掲げる材料の

メートル以下であること。

- よるもの)は、厚さ ・一二ミリメートル以上とし、溶着部における厚みの違いによる段差は二ミリテル共重合樹脂又は四ふっ化エチレン 六ふっ化プロピレン共重合樹脂その他これらに類する樹脂に二に掲げる膜材料の溶着に用いる溶着フィルム(四ふっ化エチレンパーフルオロアルキルビニルエーへ 平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十号に掲げる材料の項②欄第一号イ及び
- 七の構造計算を行った場合は、 溶着幅を二十ミリメートル以上とすることができる。
- の支点間距離をニメートル以下とし、かつ、膜材料等の部分の面積を二百平方メートル以下として第

五、ケーブル等の構造耐力上主要な部分に対する定着部は、ケーブル等の存在応力を伝達し、かつ、変形

点にはケーブル等の直径の八倍以上の曲率半径を有する支持具を設けること。

四 ケーブル等の屈曲部は、鋭角的に曲がらないように金具その他によって支持するものとし、折り曲げ

ではない。

被覆ケーブルを用いる等ケーブル等の摩擦による損傷が生じない措置を講じた場合にあってはこの限り

三、ケーブル等の交差部及び中間定着部は、交点金具を用いて緊結すること。ただし、交差部において、

かとすること。ただし、仮設建築物にあっては、クリップ止めとすることができる。

- 三 構造耐力上主要な部分のケーブル等の端末部は、ソケット止め、圧縮止め及びアイ圧縮止めのいずれ
- 「 構造耐力上支障のあるねじれや折れ曲がり等のないものとすること。
- ケーブル等にあっては次に定めるところによらなければならない。
- 第五
 ケーブル等

頃②欄第二十六号に示す性能

- ⑤ 予備の送風機は別系統の電源とすること。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。
- ① 内圧の増減に対して送風量を調整する機能を有すること。
- ③ 空気等の逆流を防止するためのダンパーを有すること。

ても避難上の安全が確保できる送風量を有すること。

- ③ 漏出空気量、換気に必要な量を加えた上で設計内圧を保持し、避難等のために扉の開放を行なっ
- ① 内圧を高める区画ごとに、予備をを含め二台以上設置すること。
- イ 送風機器にあっては、次に定めるところによること。

ころによらなければならない。

一 空気膜構造に用いる送風機器、制御装置及び各種検知装置にあっては、次のイからヌまでに定めると

第六 装置等

ンガーの直径の五・五倍以上とすること。

六 ハンガーは曲線部を設けないものとすること。やむを得ず設ける場合にあっては、その曲率半径はハ

の内圧を自動的に保持する機能及び空気の流出に対して送風量を制御する機能を持つものとし、機器

ハ 制御装置は、内圧の検知機器等と運動してそれぞれ設定された内圧に自動的に切り替える機能、そ

- □ 令第八十七条に定める速度圧(単位 一平方メートルにつきニュートン)
- ≥ 建築物の最大幅(単位 メートル)
- エ 加圧部分の最高高さ(単位 メートル)

 $\tau > >$

数値とする。

~Wの数値以外の当該数値に対応する暴風時の内圧は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間したこの表において、H、W及び Fは、それぞれ次の数値を表すものとする。また、この表に掲げるH

| 膜面の形状 | ・七五以上 | ・五 | ・三七五以下 |
|------------------------|------------------|---------------|-------------|
| する形状(平面形状が矩球体の一部又はこれに類 | 1.0q | 0.7q | 0.6q |
| 政形端部付円筒形の一部 形のものを含む。) | | | |
| 平面形状が矩形のものを又はこれに類する形状(| 0.8q | 0.6q | 0.5q |
| この表において、H、w(含む。) | 2 及び 5 は、それぞれ次の物 | &値を表すものとする。 ま | また、この表に掲げるH |

以下とし、暴風時にあっては膜面の形状に応じて次表に掲げる数値以上とすること。

値に一平方メートルにつき二百ニュートンを加えた値を超え一平方メートルにつき千二百ニュートン

ン以上、積雪時にあっては今第八十六条に定める積雪の単位重量にその地方の垂直積雪量を乗じた数

) 及び送風機の機械室等に設けられた窓、扉及びシャッター(ガラスを用いる場合にあっては網入り) ガラス、合わせガラスその他飛散防止措置を行ったガラスに限る。)は、通常の使用状態において想

は当該機器と同等以上の効力を有する予備駆動装置を設置すること。

停電時に送風機器、制御装置及びその他の検知機器が止まらないよう、予備動力源を設置するか又

| ň | 電流計及び電圧計にあっては、 | 電原の系統ごとに | 台头上設置すること。 |
|---|----------------|-----------------|------------|
| | | | |

| 面積 | 五百平方メートル以下 | 五百平方メートルを超え | 五千平方メートルを超え |
|----------|------------|-------------|-------------|
| 機器の種類 | | 五千平方メートル以下 | 2 |
| 内压計 | 二台以上 | 三台以上 | 三台以上 |
| 風速計 | 一台以上 | 一台以上 | 二台以上 |
| 降雪計又は積雪計 | 一台以上 | 一台以上 | 二台以上 |

のおそれがなく安全上支障がない場合は、降雪計及び積雪計については、この限りでない。

だし、今第八十六条に定める垂直積雪量が五十センチメートルを超えない地域において、膜面に積雪

二 内圧その他の検知機器は、内圧を高める部分の面積に応じて次表に掲げる台数を設置すること。た

の手動制御が可能なものとすること。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。

- 日 開閉機構は次に定めるところによるほか、実況に応じた性能を有する駆動装置、制御装置及び開閉
- イ(開閉機構各部は、脱輪、脱索、暴走、屋根等の落下その他の安全上の支障が生じないものとするこ
- 三 開閉式膜構造における開閉機構は次に定めるところによらなければならない。
- Ъ°

٦°

- ス 送風機及び送風路は、送風性能に支障を生じないように囲いを設ける等の安全上の措置を講するこ
- り、内圧による非常扉の急激な開放に対して安全上支障のない措置が講じられているものとすること。

時においても安全上支障がなく使用できるものとすること。

- 扉で同時に開放できないものとし、通常の使用時に内圧に大きな変動を与えることがなく、最大内圧
- チー内圧を高める部分とそれ以外の部分との間に設ける出入口(非常扉を除く。)は、回転扉又は二重
- °ل

定される人、物等の衝突その他の力に対して内圧の保持が不可能となる破損を生じないものとするこ

| | o | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|------|---------|-----|--|--------|------|---|---------------|-------|------|-------|-------|-------|-----|
| | (5) | 走 | 行中の | の開閉 | 図部の巡 | がきょう | こ対す | る防止 | 衣置を説: | すること、 | 2 | | | | |
| ハ | | 開 | 部の | 走行、 | 移動、 | 折りた | にたみ及 | び固定 | は制御装 | 置により | 自動に搏 | 作される | »њел_ | >、 装置 | 重によ |
| | りむ | ふて | έυ Ψ | て速度 | で 円 這 | 周な開閉 | ぬを行う | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | ぅるほか 、 | 、停電時 | において | 、ハに規定 | 広する操作 | 「を行う | っため |
| | 6# | +祀[| 用電塔 | 源を钻 | ド で を で で で で の で の の の の の の の の の の の の の | 0117)。 | ただし | 、 開閉部 | 部の膜材 | 料等の部 | 分の面積 | が二百平 | ┞╓╳┛╹ | - ; 국 | トであ |
| | юź | בי ד | × ば | 仮詰 | | 釣りあっ | ては、 | この限り | りでない。 | | | | | | |

- ④ 走行用の車輪に対するレール上の車輪止めの高さは、当該車輪の直径の二分の一以上とすることものとすること。
- ③ レール上の走行を行う開閉部の停止位置での緩衝装置は、開閉部の衝突に対し安全上支障のない。
- 工業規格B八八二一(クレーン鋼構造部分の計算基準) 一九九四によること。
- ② 開閉部の一時的な固定にレールクランプを用いる場合にあっては、レールクランプの容量は日本

う。)又は同等以上の方法により支持構造へ固定できるものとすること。

○ 開閉部は、ロックピン方式(可動用のレールに設けた孔にボルト等を挿入し固定する方法うをい)

③ ワイヤロープとドラムとの緊結は、実況に応じた方法により、ワイヤロープの存在応力に耐えるこの存在がプロ耐える構造力淡るすること

プの存在応力に耐える構造方法とすること。

○ 開閉部の駆動に用いるワイヤロープは、その目的に応じた種類とし、端末部の定着はワイヤロー

ろによること。

へ 主索、駆動用のワイヤロープ、ドラム、ロープ車等は開閉方式に適したものとし、次に定めるとこ

の措置を行うこと。

- ③ 膜面は開閉中に風による大きなばたつきの生じないような措置その他開閉時の風に対する安全上
- ② 膜面は展張時においては、張力を有する状態とすること。

をもたせない開閉方式の場合は、この限りでない。

- ① 開閉に用いる膜材料には、ガラス繊維織布を基布とするものを使用しないこと。ただし、折り目
- ホ、開閉部が折りたたみ方式の場合にあっては次に定めるところによること。
- I 開閉機構には、構造耐力上支障のある疲労を生じるおそれのない材料を使用すること。

| しょうしょう。 | |
|---|--------|
| ④ ドラム直径とそれに巻込まれるワイヤロープの直径の比は四〇以上とし、ロープ車の中心径とワ | |
| イヤロープの直径の比は二〇以上としなければならない。ただし、ワイヤロープの種類、荷重状態 | |
| 、繰返し状態の実況を考慮し、強度上の安全性が確認される場合にあってはこの限りでない。 | |
| ⑤ ワイヤロープとドラムの緊結は、ロープを最も繰り出した状態で三巻き以上を巻残し、巻付け端 | - 22 |
| を固定すること。ただし、緊結部分に張力が直接かからず構造耐力上支障がない場合は、巻残しを | 膜) |
| 二巻きとすることができる。 | 02 (|
| ⑥ 巻上用ワイヤロープにあっては、ロープを最も繰り出した状態で二巻き以上を巻残すこと。 | 令80条の2 |
| ⑥ 駆動装置、吊り上げ装置等の溝付ドラムの溝にワイヤロープが巻き込まれる方向とこの溝に巻き | χı, |
| 込まれるときのワイヤロープの方向との角度は四度以内とし、フリートアングル(ドラムに巻き込 | |
| まれるロープ方向とロープ車とのなす角をいう。)は二度以内とすること。 | |
| ⑧ 電動ウインチは、日本工業規格Bハハー三(電動ウインチ) ー九九九に適合するか又は同等以 | |

ドラムは駆動に支障となる摩耗、変形、割れ等がないものとし、かつ構造耐力上支障のない強度

(3)

外力を適切に考慮すること。 生ずる力を計算すること。この場合において、開閉式膜構造にあっては、開閉機構の走行時の荷重及び一 今第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な膜材料等の部分に行うこと。 役うこと。 些及び閉状態(使用されることが想定される場合は、半開状態を含む。)のそれぞれの条件で構造計算をところによらなければならない。この場合において、開閉式膜構造の構造計算をするにあたっては、開状

前号の構造耐力上主要な遺材料等の部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式

第七 構造計算

留その他の支障を生じないように設置しなければならない。

動及び衝撃に対して破損、脱落等のないよう設置するとともに、滑雪の妨げ並びに融雪水及び雨水の滞

上の性能を有すること。

| 構造種別 | カの種類 | 荷重及び外力につ | 一般の場合 | 第八十六条第二項ただし書の規 |
|-------|---------|-----------------|--|---|
| | | いて想定する状態 | | 定によって指定する多雪区域 |
| 骨組膜構造 | 長期に生ずる力 | 常時(開閉式の膜 | G + P + T _i | G + P + T _i |
| 及びサスペ | | 構造における開閉 | | |
| ンション膜 | | 機構の走行時を含 | | |
| 構造 | | ୍କ) | | |
| | | 積雪時 | | G + P + 0.7 S + T _i |
| | 短期に生ずる力 | 横雪時 | G + P + S + T _i | G + P + S + T _i |
| | | 暴風時 | G + P + W + T _i | G + P + W + T _i |
| | | | | G + P + 0.35 S + W + T _i |
| | | 地震時(開閉式の | G + P + K + T _i | G + P + 0.35 S + K + T _i |
| | | 膜構造における開 | | |
| | | 閉機構の走行時を | | |
| | | | | |
| 空気膜構造 | 長期に生ずる力 | 光 時 | G + P + Pi | G + P + P _i |
| | | 積雪時 | | G + P + 0.7 S + P _{is} |
| | 短期に生ずる力 | 初期の積雪時 | G + P + S _i + P _i | $G + P + S_i + P_i$ |
| | | 強風時 | $G + P + W_f + P_i$ | $G + P + W_f + P_i$ |
| | | | | G + P + 0.35 S + W _f + P _{is} |
| | | 積雪時 | G + P + S + P _{is} | G + P + S + P _{is} |
| | | 暴風時 | G + P + W + P _{iw} | G + P + W + P _{iw} |

によって計算すること。

期及び短期の各応力度が、それぞれ第八に規定する長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容

三第一号の構造耐力上主要な膜材料等の部分及び開閉機構部分ごとに、前号の規定によって計算した長

を十メートル毎秒として算出した風圧力とする。) によって腹材料等の部分に生ずる力
※ 年に数回程度の比較的発生頻度の高い強風による風圧力(今第八十七条第二頃において基準風速等の部分に生ずる力

ハナ六条において垂直積雪量五センチメートルとして算出した積雪荷重とする。)によって膜材料3、常時内圧から積雪時の内圧に昇圧するまでの間に受けることが予想される初期の積雪荷重(今第

- Amble 暴風時の内圧によって膜材料等の部分に生ずる力
- や、積雪時の内圧によって膜材料等の部分に生ずる力
- LL<

 常時、強風時及び地震時の内圧によって膜材料等の部分に生ずる力
- い。

 初期張力によって膜材料等の部分に生ずる力
- ×

 令第八十八条に規定する地震力によって膜材料等の部分に生ずる力

ては、平成十二年建設省告示第千四百五十四号第三に規定する内圧係数帧は零とする。

- ≥ 令第八十七条に規定する風圧力によって膜材料等の部分に生ずる力。ただし、空気膜構造にあっ
- S 令第八十六条に規定する積雪荷重によって膜材料等の部分に生ずる力
- ト 令第八十五条に規定する積載荷重によって膜材料等の部分に生ずる力

⑤ 令第八十四条に規定する固定荷重によって膜材料等の部分に生ずる力

とする。

| I | I | I | | | |
|---|---|---|-----|----------------|---|
| | | | | | $G + P + 0.355 + W + P_{iw} X G$ |
| | | | | | G + P + 0.35 S + W + P _{iw} 又は G + P + 0.35 S + W + P _{is} |
| | | | 地震時 | G + P + K + Pi | G + P + 0.35 S + Pis |

- て
 護面の
 変形
 量を
 算出
 する
 こと。 ホ
 職面が
 業構
 又は
 ケーブル
 その他の
 部材に
 拘束支持
 され
 、
 常時に
 接触状態
 である
 境界部に
 おいて
 は 、今第八十七条に規定する風圧力の二分の一の風圧力で遊離しないことを確かめること。ただし、平
- 支点間距離を四メートル以下とし、令第八十七条に規定する風圧力の二分の一の風圧力による膜面の | 変形量を
 慎面の
 支点
 間距離の
 二十分の
 一以下とした
 場合は、
 この
 限りでない。 二、イ、ロ及びハの規定において、ケーブル等で補強された費面にあっては、当該ケーブルを基準とし
- ハ 暴風時に生ずる膜面の変形量は、膜面の支点間距離の十五分の一以下とすること。ただし、膜面の
- 日 積雪時に生ずる膜面の変形量は、膜面の支点間距離の十五分の一以下とすること。

分の一以下とすること。

そ 長期の積雪時に生ずる膜面の変形量は、当該変形に抵抗する方向における膜面の支点間距離の二十

(常時の状態からの相対変形量をいう。以下同じ。) は、次に定めるところによらなければならない。

四、骨組膜構造にあっては、今第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって生ずる膜面の変形量

応力度を超えないことを確かめること。

第八 許容応力度等

第六第一号ロに規定する暴風時内圧を用いるものとする。

| Щ | サスペンショ 〉 | ン膜構造にあっては、 | 令第三章第八節第一 | 款に規定する荷 | 『重及び外力によ | って生ずる膜 |
|---|-----------------|-------------|--------------------|-----------|----------|---------------------|
| | 面の変形量は、当 | 当該変形に抵抗する | ろ向における膜面のも | (点間距離の十分 | 3の一以下とする | ەل ر ۱۱، |
| 长 | 空気膜構造にも | あっては、今第三章 | 釆 八節第二款に規定す | る荷重及び外カ | の(風荷重に関す | る計算にあっ |
| | ては、平成十二年 | 年建設省告示第千四五 | 日五十四号第三に規定 | (する内圧係数を | 1零とし、第六第 | 一号ロビ規定 |
| | する内圧を用いる | るものとする。) にょ | よって膜面に生ずる恋 | (形量は、 膜面は | (外の構造耐力上 | 主要な部分に |
| | 対する膜面の支ェ | 点間距離の十分の一2 | ふ下とし、 膜面以外の | 。建築物の部分と | この距離は一メー | トル以上とし |
| | なければならない | い。ただし、補修又は | は点検等で膜面を降下 | させる場合は、 | この限りでない。 | |
| Ч | 屋外に面する讃 | 腹材料等の部分は、 | ゔ第八十ニ条の五の掴 | 《定による風圧れ | いによって計算し | た各応力度が |
| : | 第八に規定する短 | 短期に生ずる力に対す | ●る許容応力度を超 ₹ | ないこと。 この | 3場合において、 | 空気膜構造の |
| | 風圧力にあっては | 16、平成十二年建設: | ē告示第千四百五十 ₹ | (号第二に規定す | ~るピーク内圧係 | 数を零とし、 |
| | | | | | | |

成十二年建設省告示別表第二份欄第一号八を用いた場合は、この限りでない。

| | 長期に生ずる力に対する | 短期に生ずる力に対する | 材料強度(単位 一平方 |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 重発がつ重項 | 引張りの許容応力度(単 | 引張りの許容応力度(単 | ミリメートルにつきこう |
| 建築物の種類 | 位 一平方ミリメートル | 位 一平方ミリメートル | - エ 入) |
| | じつきニュー トン) | じつきニュートン) | |

|| 膜材料の取付部の許容応力度及び材料強度にあっては、次の表の数値を用いるものとする。

| 建築物の種類 | につきニュートン)位 一平方ミリメートル引張りの許容応力度(単長期に生ずる力に対する | につきニュートン)位 一平方ミリメートル引張りの許容応力度(単短期に生ずる力に対する | ートン) ミリメートルにつきニュ 材料強度(単位 一平方 | | |
|---|--|---|------------------------------------|--|--|
| 通常の建築物 | 日 日 8.0 | Fm 4.0 | _{日面} 3.0 | | |
| 仮設建築物 | 日 6.0 | 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | | | |
| この表において、 | 四は、膜材料の基準強度をま | なすものとし、 平成十二年 湾 | 建設省告示第千四百四十六 | | |
| 号別表第二砂欄に規定する引張強さとする。ただし、ミシン縫製接合部においては、当該数値に ・ | | | | | |
| 九を乗じて得た数値以下の数値とする。 | | | | | |

膜材料(接合部を含む。)の許容応力度及び材料強度は、次の表の数値を用いるものとする。

料強度は、次に定めるところによらなければならない。

1-1-1 · · · · ·

| | | ニュートン)ミリメートルにつきカ度(単位 一平方する引張りの許容応長期に生ずる力に対 | | ートルにつきニュー単位 一平方ミリメ | | |
|------------|---|--|-----------------------------|--------------------|--|--|
| \bigcirc | 作用しない構造に用いる場合ケーブル中間部に集中荷重が | ۲.5 ۲.5 | カ度のそれぞれの数する引張りの許容応長期に生ずる力に対 | 1.1Fc | | |
| \bigcirc | ①頃に掲げる場合以外の場合 | Fc 1.8 | 値の一・五倍とする | 1.2 | | |
| ([| とする。(ワイヤロープ) 一九九八又は平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二②欄の引張り強さこの表において、№は、構造用ケーブル材料の基準強度を表すものとし、日本工業規格6三五二五 | | | | | |

料強度にあっては、次の表の数値を用いるものとする。

三構造用ケーブル(ワイヤロープその他これらに類するものを含む。以下同じ。)の許容応力度及び材

| 通常の建築物 | 日 日 6.0 | 日 日 3.0 | 0 | | |
|--|---------------|-----------------------|----------------|--|--|
| 仮設建築物 | Ft 5.0 | 日 日 日 日 日 | ~ ¹ | | |
| 実際に用いる膜材料により三以上の試験体について行い、その強度の平均値とする。この表において、吐は、膜材料の取付部の基準強度を表すものとし、実況に応じた引張強度試験を | | | | | |

| 長期に生ずる力に対する引張り | 短期に生ずる力に対する引張り | 引張りの材料強度(単位 一平方 |
|----------------|----------------|-----------------|
| の許容応力度(単位 一平方ミ | の許容応力度(単位 一平方ミ | ミリメートルにつきニュートン) |
| リメートルにつきニュートン) | リメートルにつきニュートン) | |

六、ステンレス鋼線の引張りに対する許容応力度及び材料強度は、次の表の数値を用いるものとする。

| 長期に生ずる力に対する引張り | 短期に生ずる力に対する引張り | 引張りの材料強度(単位 一平方) | | |
|------------------|---------------------------------------|---------------------|--|--|
| の許容応力度(単位 一平方ミ | の許容応力度(単位)平方ミ | ミリメートルにつきニュートン) | | |
| リメートルにつきニュートン) | リメートルにつきニュートン) | | | |
| Hr. | <u> </u> | Fr 3.0 | | |
| 0 | 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | طار <mark>در</mark> | | |
| この表において、匹は、合成嫌 | 繊維ロー プの基準強度を表すものと | こし、第三第六号に掲げる日本工業 | | |
| 規格に規定する引張り強さとする。 | | | | |

| 長期に生ずる力に対する引張り | 短期に生ずる力に対する引張り | 引張りの材料強度(単位 一平方 | | |
|--|----------------|-----------------|--|--|
| の許容応力度(単位 一平方ミ | の許容応力度(単位 一平方ミ | ミリメートルにつきニュートン) | | |
| リメートルにつきニュートン) | リメートルにつきニュートン) | | | |
| | 長期に生ずる力に対する引張り | g, | | |
| 1.5 | の許容応力度の数値の一・五倍 | . 1Free | | |
| | とする | - | | |
| この表において、脳は、構造用ケーブル取付部の基準強度を表すものとし、平成十二年建設省告示 | | | | |
| 第千四百四十六号別表第二②欄の引張耐力とする。 | | | | |

四、構造用ケーブルの取付部の許容応力度及び材料強度にあっては、次の表の数値を用いるものとする。

| | | Fr |
|------|------|----------------------------------|
| 1.88 | 1.25 | 1.25 |
| | | -六号別表第二②欄に規定する引張こし、日本工業規格5四三〇九(ス |

| | り強さとする。 テンレス鋼線) 一九九四又は平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二②欄に規定する引張この表において、隣は、ステンレス鋼線の基準強度を表すものとし、日本工業規格ら四三〇九(ス |
|---|--|
| ۲ | 開閉式膜構造の駆動部分等に用いる鋼材の許容応力度及び材料強度は、次の表の数値を用いるものよ |

ᢦ᠕ᢐ

| カの種類 | ルにつきニュートン) カ度(単位 一平方ミリメート長期に生ずる力に対する許容応 | ルにつきニュートン) 力度(単位 一平方ミリメート 短期に生ずる力に対する許容応 | ニュートン) 方ミリメートルにつき材料強度(単位 一平 |
|------|--|--|--------------------------------|
| 圧縮 | 1.5 آ ^{آن} | 났 | ਨ |
| 引張り | Fs 1.5 | 단 | ਸੂ |
| 曲ど | Fs 1.5 | 고 | ਨੂੰ |
| せん断 | Fs 1.5/3 | Fs / 3 | A 33 HS |
| 支圧 | 5. | 1.1 1.1 | 1.5 _{Fs} |

令80条の2(膜)-31

| 長期に生ずる力に対する支圧の | 短期に生ずる力に対する支圧の | 支圧の材料強度(単位 一平方ミ |
|-------------------|-----------------|--------------------------|
| 許容応力度(単位 一平方ミリ | 許容応力度(単位 一平方ミリ | リメートルにつきニュートン) |
| メートルにつきニュートン) | メートルにつきニュートン) | |
| 10H _B | 5H _B | 15 H _B |
| 10 | 15 | 15 |
| この表において、地及びは、 | それぞれ次の値を表すものとする |)° |
| 地 日本工業規格 2111四三(ゴ | >リネル硬さ試験 試験方法) | 九九二に規定するブリネル硬さ試 |
| 験方法によって計測されたブロ | マネル硬さ | |

の数値を用いるものとする。

ハ 開閉式膜構造の駆動部分に用いる軸、車輪又はレール等の支圧の許容応力度及び材料強度は、次の表

| + | 開閉式膜構造のおりたたみに用いる膜材料(| (接合部を含む。) |) の引張りに対する許容応力度及び材料 |
|---|----------------------|-----------|---------------------|
|---|----------------------|-----------|---------------------|

| | | 長期に生ずる力に対 | 短期に生ずるたに対 | 引張りの材料強 |
|--|----------|------------|---|----------------|
| | | する引張りの許容応 | する引張りの許容応 | 度 (単位 一 平 |
| | | 力度 (単位 一平方 | 力度 (単位 一平方 | 方ミリメートル |
| | | ミリメートルにつき | ミリメートルにつき | じつきニュート |
| | | ニュートン) | ニュートン) |)) |
| 主索用ロープ | | FS 4.5 | 日 日 日 日 | 3.0 3.0 |
| | 巻き取りのある場 | | 1 | |
| | 合又は繰り返し曲 | 5.0 | 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | Fs 3.3 |
| 牽引駆動用ロープ | げを受ける場合 | | | |
| | 吊られた状態で巻 | s o | 0 N | s 0 |
| | き取りのある場合 | Fs 6.0 | 日 日 日 日 日 | Fs 4.0 |
| この表において、応は、開閉式屋根構造に用いるワイヤロープの基準強度を表すものとし、日本工 | | | | |
| 業規格ら三五二五(ワイヤロープ) ー 九九八又は平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二 | | | | |
| (1)欄の引張り強さとする。 | | | | |

れ、開閉式膜構造に用いるワイヤロープの引張りの許容応力度及び材料強度は、次の表の数値を用いるも

| 建築物の種類 | | 短期に生ずる力に対する | |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| | 引張りの許容応力度(単 | 引張りの討容応力度(単 | ミリメートルにつきこう |
| | 位 一平方ミリメートル | 位 一平方ミリメートル | - エ 入) |
| | じつきニュー トン) | じつきニュートン) | |
| 通常の建築物 | 8.0 | 4.0 | |
| | ~ | 7 | |

次の表の数値を用いるものとする。

十一 開閉式膜構造のおりたたみに用いる膜材料の取付部の引張りに対する許容応力度及び材料強度は、

| | 引張りの許容応力度(単長期に生ずる力に対する | 引張りの許容応力度(単短期に生ずる力に対する | | |
|---|------------------------|------------------------|---|--|
| 連築物の種類 | 位 一平方ミリメートル | 位 一平方ミリメートル | | |
| | じつきニュー トン) | じつきニュートン) | | |
| 通常の建築物 | 년 ^교 8.0 | 년 1 5.0 | 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | |
| 仮設建築物 | _{Ет} Б.0 | _{Ет} 3.0 | َى ا ^{ين} | |
| この表において、施は、膜材料の基準強度を表すものとし、平成十二年建設省告示第千四百四十六 | | | | |
| 号別表第二(4)欄に規定する引張強さとする。ただし、ミシン縫製接合においては、当該数値に ・九 | | | | |
| を乗じて得た数値以下の数値とする。 | | | | |

強度は、次の表の数値を用いるものとする。

この告示は、公布の日から施行する。

凤

| 建築物の種類 | につきニュートン)位 一平方ミリメートル引張りの許容応力度(単長期に生ずる力に対する | 引張りの許容応力度(単 | ミリメートルにつきこう | |
|--|--|----------------------|-------------|--|
| 通常の建築物 | _{Fa} 6.0 | Ра 4.0 | на На | |
| 仮設建築物 | _{Fa} 4.0 | _{Fa} 3.0 | | |
| この表において、語は、各種アンカーの基準強度を表すものとし、各種アンカーの実況に応じた現 | | | | |
| 場引抜き試験を三ヶ所以上について行い、その引抜き耐力の平均値とする。 | | | | |

十二 アンカーの許容応力度及び材料強度は、次の表の数値を用いるものとする。

| 仮設建築物 | 5.0 | 日 日 2.5 | | | |
|--|-----|---------------|--|--|--|
| に応じて実施した引張強度試験によって求めた強度の平均値とする。この表において、盹は、取付部の基準強度を表すものとし、実際に用いる膜材料を三以上用いて実況 | | | | | |